



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2014年8月22日

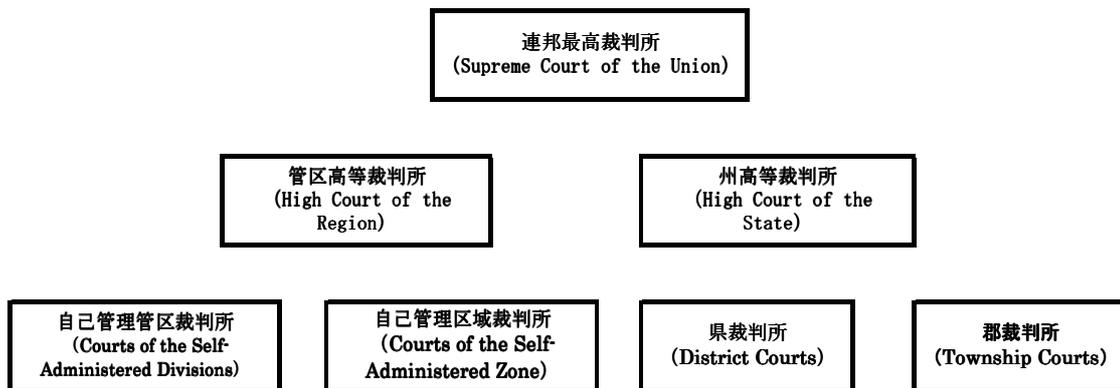
第11回ミャンマー法セミナー（於：ヤンゴン）
（ミャンマーの民事訴訟制度 概説）

弁護士法人キャスト
 弁護士 外山香織

第一 民事訴訟制度一般

Q1 ミャンマーにはどのような裁判所がありますか。

A 2008年ミャンマー連邦共和国憲法【1】（「ミャンマー2008年憲法」）第293条によれば、ミャンマーの裁判所は、連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）、管区高等裁判所（High Court of the Region）、州高等裁判所（High Court of the State）、自己管理管区裁判所（Courts of the Self-Administered Divisions）、自己管理区域裁判所（Courts of the Self-Administered Zone）、県裁判所（District Courts）、郡裁判所（Township Courts）、連邦憲法裁判所（Constitutional Tribunal of the Union）、軍法裁判所（Courts Martial）という9つの裁判所からなり、連邦憲法裁判所及び軍法裁判所の権限に抵触しない限り、連邦最高裁判所が最高位の裁判所として位置づけられています（ミャンマー2008年憲法第294条）【2】。連邦最高裁判所以下の裁判所は、日本の簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所等と同様に行政区域にしたがって配置されており、その階層関係は以下のとおりです（ミャンマー2008年憲法第306条、314～316条）。



1 ミャンマー2008年憲法については、以下のリンク先より英語版の閲覧が可能です。

http://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar_Constitution-2008-en.pdf

2 先に挙げた9種類の裁判所の他に、少年裁判所、条例違反等裁判所（Courts to try Municipal Offences）、交通裁判所（Courts to Try Traffic Offences）といった特別裁判所があります。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

日本の場合、最高裁判所は合議制（裁判官 15 人の大法廷又は 5 人の小法廷。日本・裁判所法第 9 条）、高等裁判所も合議制（原則として 3 人、例外として 5 人。日本・裁判所法第 18 条）となりますが、地方裁判所での第一審手続は原則として 1 人の裁判官による単独制（3 人の合議体によるのは、その旨を特に決定した事件のみ。日本・裁判所法第 26 条）を採っており、簡易裁判所は常に単独制となっています。

他方、ミャンマーの場合、高等裁判所については一高等裁判所につき最低で 3 名、最高で 7 名の裁判官が任命され、それより下級の裁判所については、基本的に任命されるのは 1 名の裁判官のみとなっている【3】ため、基本的には単独裁判官による審理によると考えられます。

日本、ミャンマーとも、第一審の裁判に対して不服がある場合には控訴審に、控訴審の裁判に不満がある場合は上告審に不服申し立てができる三審制を取っており、上告については一定の理由がある場合にのみ認められるという点では同じです。ただし、ミャンマーの場合、上告審裁判所は常に連邦最高裁判所であり、憲法違反を扱う連邦憲法裁判所があるため、上告理由は「法律又は法律としての効力を有する慣習法違反」、「法律又は法律としての効力を有する慣習法に関する重要論点の判断遺漏」、「重大な手続違反があり、判断に瑕疵を与えたおそれがある場合」等とされ（ミャンマー民事手続法第 100 条）、日本の場合【4】と異なり、憲法違反は上告理由に含まれていません。

Q2 ミャンマーでは民事訴訟はよく利用されているのでしょうか。利用されるとして、どのような内容の訴訟が多いのでしょうか。

A ミャンマー法弁護士にヒアリングしたところ、訴訟はある程度利用されているようです。訴えの内容としては、売買代金支払請求、貸金返還請求、不動産返還請求、損害賠償請求、離婚・子の親権争い、相続を巡る争い等日本と同様に幅広い事件が裁判に持ち込まれています。

日本の場合は訴訟が提起されても審理の途中で和解するケースが数多くありますが、ミャンマーの場合、民事訴訟が提起される段階まで行ってしまうと、裁判の途中で和解することはほとんどなく、判決まで徹底的に争うケースが一般的とのこと（商標を巡る争いで 7 年間争い続け、未だ判決の目処が立たないような事件もあるとのこと）。

³ 但し、業務量に応じて最高裁判所が追加の裁判官を任命する場合もある U Htin Zaw 「The Judicial System and Court Proceedings in Myanmar」 <http://www.moj.go.jp/content/000101543.pdf>

⁴ 日本の場合は、憲法違反（日本・民事訴訟法第 312 条 1 項）、除斥原因がある裁判官の判決への関与、代理人の代理権の欠缺等重大な手続法違反（日本・民事訴訟法第 312 条 2 項）、高等裁判所への上告の場合に限り原判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反（日本・民事訴訟法第 312 条 3 項）とされています。最高裁判所が上告審となる場合、最高裁判例と相反する判断その他法令の解釈に重要な事項を含む事件に限り、当事者による上告受理の申立てが受理され、最高裁判所で審理されることとなります（日本・民事訴訟法第 318 条）。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

Q3 ミャンマーでは弁護士に依頼することなく訴訟をすることができますか（本人訴訟の可否）。

A ミャンマー民事手続法（the Code of Civil Procedure）命令 3 規則 1（Order 3 Rule 1）では、裁判所への出廷、申立て、訴訟行為は、当事者、認定された代理人（recognized agent）^{【5】}、又は pleader（弁護士）によってなされると定められており、日本と同様、当事者が自ら訴訟行為を行う本人訴訟は妨げられていません。但し、実際には訴訟に発展した段階では弁護士（pleader）を代理人に立てて争うのが一般的のようです。

ミャンマーの弁護士には Advocate 及び Pleader という二種類の弁護士が存在し、連邦最高裁判所に係属する事件について訴訟代理の資格が与えられているか否かという点に違いがあります。Advocate については訴訟代理が可能な裁判所の制限はありませんが、Pleader については連邦最高裁判所係属の事件については訴訟代理が許されていません^{【6】}。

Q4 ミャンマーでは弁護士の報酬はどのようにして決められるのでしょうか。

A 日本の場合、民事訴訟での訴訟代理を弁護士が受任する際、その報酬額は、平成 16 年 4 月 1 日に廃止された日本弁護士連合会旧報酬等基準（「旧報酬規程」）に依拠して報酬額を決定することが、現在でも多く行われています。旧報酬規程では、当該事案により当事者が得られる経済的利益の金額に応じて着手金及び成功報酬に係る算出式が定められており、たとえば、経済的利益が 300 万円超 3000 万円以下の場合、着手金が経済的利益額（訴額）の 5%+9 万円、報酬金が経済的利益額（依頼者が原告の場合は最終的に得られた金額、被告の場合は請求を免れた金額）の 10%+18 万円とされています。たとえば、弁護士に依頼し原告として 1000 万円の貸金返還訴訟を提起する場合、着手金は訴額である 1000 万円に基づき算出される 59 万円となりますが、判決での認容額が 800 万円であった場合、報酬金は、当該認容額を経済的利益として算出され 98 万円となります。全面敗訴であった場合、着手金は返還されませんが報酬金は発生しないことになります。

このような訴訟等に成功した場合にのみ報酬を支払うという報酬の定め方を成功報酬制度（contingency fee system）と呼びますが、この成功報酬制度はミャンマーでは弁護士の行動規範に反するとして認められていないとのことです^{【7】}。ミャンマーの場合、訴額を基

⁵ Agent には、①代理権を有し、当事者に代わって申立て等をする権限を付与された者、又は②当事者が管轄外に所在し、当該当事者のために又はその名前で管轄内で営業を行っている者が、当該営業に関する問題についてのみ agent となる場合（ただし、他に明確な代理人がない場合に限定）の 2 つが規定されている（ミャンマー民事手続法・命令 3 規則 2（Order 3 Rule 2））。

⁶ 前掲 U Htin Zaw 「The Judicial System and Court Proceedings in Myanmar」

⁷ ミャンマーと同じく旧英国領であった香港でも同様に成功報酬制度（contingency fee system）は認められておらず（Section 64, the Legal Practitioners Ordinance (Cap159), Principle 4.16 of the Hong Kong



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

準にして予め固定額の報酬を定めるとのことであり、郡裁判所 (Township Court) の管轄事件の場合で 50 万～100 万チャット、県裁判所 (District Courts) の管轄事件の場合には 100 万～200 万チャット、高等裁判所 (High Court) の場合で 500 万チャット程度が一般的とのことです。

第二 民事訴訟手続

Q5 ミャンマー国内でミャンマー企業に対して民事訴訟を提起する場合、どの裁判所に訴訟提起すればよいのでしょうか (管轄の問題)。

A (1) 異なる裁判所間での判断基準

ミャンマー・民事手続法第 15 条は、訴訟はすべて、それを審理する権限を持つ最下位の裁判所に提起すべきものと定めており、ミャンマーにおける民商事事件で第 1 審裁判所となるのは、管区・州高等裁判所 (High Court of the Region/ the State)、自己管理管区裁判所 (Courts of the Self-Administered Divisions)、自己管理区域裁判所 (Courts of the Self-Administered Zone)、県裁判所 (District Courts)、郡裁判所 (Township Courts) のいずれかとなります。

どの種類の裁判所に訴訟を提起すべきかはその訴訟の訴額によって決まり、その区分は以下のとおりです。

訴額	裁判所
1,000 万チャット未満	郡裁判所 (Township Courts)
1,000 万チャット以上 5 億チャット未満	自己管理管区裁判所 (Courts of the Self-Administered Divisions) 自己管理区域裁判所 (Courts of the Self-Administered Zone) 県裁判所 (District Courts)
5 億チャット以上	管区高等裁判所 (High Court of the Region) 州高等裁判所 (High Court of the State)

日本の場合、訴額に着目した第一審裁判所となる裁判所間の事件分担に関する定めは地方裁判所と簡易裁判所の間でのみ定められており (第 1 審裁判所となる簡易裁判所と地方裁判所間の事件の分担に関する定めを「事物管轄【8】」といいます)、高等裁判所が第一審

Solicitors' Guide to Professional Conduct (Vol. 1) issued by the Law Society of Hong Kong)、これは根拠のない訴訟と裁判手続の濫用を防ぐという目的のためと言われています。

⁸ 日本の場合、訴額が 140 万円以下の事件は簡易裁判所、訴額が 140 万円超及び行政訴訟等については地方裁判所、不動産関係訴訟については訴額が 140 万円以下であっても地方裁判所でも管轄が認められ、簡



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

裁判所となるのは選挙無効確認訴訟（公職選挙法第 204 条）等一定の事件に限られます。

他方、ミャンマーにおいては、訴額に基づき高等裁判所を含めた 3 段階での区分がされている点が日本と異なります。

(2) 同種裁判所間での判断基準

上記(1)は異なる種類の裁判所の間での事件分担の定めですが、「所在地を異にする同種類の裁判所の間での事件の分担に関する定め」を土地管轄といいます。各裁判所には、職務を行う地域的な範囲としての管轄区域が定められており、事件がある裁判所の管轄区域内の地点と一定の関係（裁判籍）があるとき、それを基準として土地管轄が定められます。

日本の場合、通常、被告の住所地（法人の場合は主たる事務所の住所地）を管轄する裁判所が管轄裁判所となり（日本・民事訴訟法第 4 条）、これに加え、具体的な個々の事件の内容に応じて民事訴訟法上規定される裁判所（たとえば、不動産関係訴訟においては不動産の所在地（日本・民事訴訟法第 5 条 12 号）、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては不法行為地（日本・民事訴訟法第 5 条 9 号））を管轄する裁判所に管轄が認められます。

ミャンマーの場合、人又は動産に対する違法行為に基づく損害賠償請求事件（ミャンマー・民事手続法第 19 条）^{【9】}を除き、原則として、被告の居住地又は請求原因の全部又は一部が発生した場所^{【10】}を管轄する裁判所に提起すべきと定められています（ミャンマー・民事手続法第 20 条）。

Q6 民事訴訟手続の大まかな流れはどのようになっていますか。

A 審理の流れの概要は以下のとおりです。

① 訴状（Plaint）の提出（訴訟の提起）

* 消滅時効期間が経過した後の提訴である場合、原則として訴えは全て却下される（消滅時効法（Limitation Act）第 3 条） → Q7

② 召喚状の発行・送達 → Q8

③ 答弁書（Written Statement）の提出 → Q9

④ 開示手続（Discovery）の実施 → Q10

⑤ 初回審問期日の設定・裁判所による争点整理

* 当事者間に法的論点、事実関係に争いが無い場合には即日判決

易裁判所と地方裁判所の競合管轄となる（日本・裁判所法第 33 条 1 項 1 号、24 条 1 号）。

⁹ 原告の選択により、違法行為が行われた地又は被告の居住地若しくは就業地を管轄する裁判所への訴え提起が可能（ミャンマー・民事手続法第 19 条）。

¹⁰ 20 Subject to the limitations aforesaid, every suit shall be instituted in a Court within the local limits of whose jurisdiction – （中略）

(c) the cause of action, wholly or in part, arises



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

⑥ 審理 (Trial) 手続

* 当事者による主張及び証拠の提示 (原則として、原告側が先に主張・立証を行う権利を有する)

⑦ 判決 → Q11

⑧ 執行

Q7 主な消滅時効期間を教えてください。

A 日本の場合、たとえ訴えの提起が時効期間を経過した後に行われたとしても、被告側が時効期間の経過を主張 (時効援用の意思表示) しない限り、裁判所は請求権の時効消滅について判断しません。他方、ミャンマーの場合には、被告側からの主張の有無にかかわらず、消滅時効を経過した後の申し立ては原則として全て却下されるという点で、日本と異なります。

時効期間の起算点及び期間は消滅時効法 (Limitation Act) の First Schedule に記載されており、売買代金の支払請求、貸金返還請求、損害賠償請求等の金銭支払請求の多くは 3 年という期間設定がされています (消滅時効法 First Schedule Part IV)。ただし、登記された契約についての契約違反に関する損害賠償請求については 6 年間 (起算点は登録されていない同種契約に関する起算点の定めによる) と規定されており (消滅時効法 First Schedule Part VII 116)、契約書を登記することにより時効期間の延長の効果が認められています。

Q8 ミャンマーでは訴状の送達 (service) は誰が行いますか。

A 訴えが提起されると、裁判所は被告に対する召喚状 (summons) を発行し、裁判官又は裁判官が任命する officer が署名の上裁判所の印章が押印され、訴状 (plaint) と共に被告に対して送達されます (ミャンマー民事手続法・命令 5 規則 1~2 (Order 5 Rule 1-2))。

被告又は召喚状の送達を受ける権限を有する agent が訴えの提起された裁判所の管轄する地域内に居住する場合、召喚状は送達のために適切な officer に渡され (ミャンマー民事手続法 Order 5 Rule 1-2)、その officer が送達機関となります。被告が管轄内に居住していない場合には、被告の居住地を管轄する裁判所 (高等裁判所を除く) に召喚状を送付することができます (ミャンマー民事手続法・命令 5 規則 21 (Order 5 Rule 21))。

被告がミャンマー外に居住し、国内に送達を受ける agent もいない場合、召喚状は郵便で被告に送達されます (ミャンマー民事手続法・命令 5 規則 25 (Order 5 Rule 25)) ^{【11】}。

¹¹ 召喚状が英語で書かれていない場合、召喚状の英語訳又は送達先の国の言語への翻訳を添えることが必



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

日本の場合、送達は裁判権の行使として捉えられており、国際送達は「裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してする」（日本・民事訴訟法第108条）と定められ、国外にいる被告に対して訴訟を提起しようとする場合、訴状の送達だけでも半年から1年を要するという点で大きな違いがあります。

Q9 事務所に訴状と召喚状が届きましたが、そのまま放置して反論せず、また第1回審理期日にも出頭しなかった場合、どういう結果になりますか。

A 被告は、裁判所に出廷し、訴状による原告の主張を否定する場合は答弁書を提出し、そうでなければ訴状による原告の主張を認諾するものとされています。

具体的には、被告は、第1回審理期日もしくはそれ以前、又は裁判所が認める期日までに反論のための書面である答弁書（written statement）を提出することができます（ミャンマー民事手続法・命令8規則1（Order 8 Rule 1））。訴答書面（pleading）^{【12】}において、被告は、訴訟が維持されるべきでないことを証する全ての主張及びその根拠を示すことが求められ（ミャンマー民事手続法・命令8規則2（Order 8 Rule 2））^{【13】}、訴状における原告の個々の事実を特定して否認しなかったときは、訴状に記載された事実に関する全ての主張を認諾したものとみなされます（ミャンマー民事手続法・命令8規則5（Order 8 Rule 5））。

裁判所が定めた日までに当事者が文書を提出しなかった場合、裁判所はその者を敗訴させる判決をするか、又は適当と考える判決を下すことができます（ミャンマー民事手続法・命令8規則10（Order 8 Rule 10））。

第1回審理期日に原告が出廷して被告が欠席した場合、召喚状が被告に適切に送達されたことが証明されたときは、裁判所は原告のみの手続として進めることができるとされている（ミャンマー民事手続法・命令9規則6(1)（Order 9 Rule 6(1)））ことから、何らの反論書面も提出せず第1回審理期日に欠席した場合には、敗訴判決が下される可能性が高いと言えます（ミャンマー国内に一定の資産がある場合には、当該財産が差し押さえられてしまう結果に繋がりがねません）。

要である（ミャンマー民事手続法命令5規則21A Order 5 Rule 1-2））。

¹² Pleading 訴答(手続); 訴答書面; プリーディング

民事訴訟において trial (正式事実審理)に先立ち争点を明確にするため当事者間で主張書面の交換される訴訟手続、またはその書面をさす。元来は pleading は口頭で行われたが、1500年頃から(一定の下級裁判所を除き)書面化された。(以下、省略) [財団法人東京大学出版会 英米法辞典]

¹³ 被告が特定の金額を受領したとの原告の主張に対しては、当該金額を受け取っていないという主張だけでは不十分であり、当該金額の不受領に加え、その一部さえも受領していないこと又は受領した金額を明確にすることが求められる(命令8規則4)。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

Q10 開示手続 (Discovery) とはどのような手続ですか。

A 開示手続は、「Trial (正式事実審理) の前にその準備のため、法廷外で当事者が相互に事件に関する情報を開示し収集する」(財団法人東京大学出版会 英米法辞典) コモン・ロー制度での手続です。裁判所は、自己の裁量又は当事者の申し立てに基づき、いつでも、①質問事項書 (interrogatories) の送付及びこれに対する回答、書証の成立の真正や事実の認諾、書証やその他の物的証拠に関する開示・閲覧・提出・押収及び返還に関して、必要若しくは合理的な命令を発することができ、②証拠の提示、書証の提出のために出席が必要な者を召喚することができ、宣誓供述書 (affidavit) により証明が必要な事実を命ずることができま

【裁判所の許可による質問事項書 (interrogatories) の送付】

訴訟当事者は、裁判所の許可により他方当事者に対して質問事項書 (interrogatories) を送付することができます。他方当事者は、当該質問事項書を不合理な提出として排除したり冗長、不必要との理由で却下を求める場合には、当該質問事項書の送達から7日以内に宣誓供述書 (affidavit) 【14】を提出して却下等を求め(ミャンマー民事手続法・命令11規則7 (Order 11 Rule 7))、そうでない場合には、10日以内又は裁判所が定める期限までに、当該質問事項書に対して宣誓供述書 (affidavit) により回答する義務があります(ミャンマー民事手続法・命令11規則8 (Order 11 Rule 8))。質問事項書を受けた当事者が回答に応じない又は回答が不十分な場合、質問した当事者は質問への回答又は追加の回答を命じるよう裁判所に対して申し立てることができます(ミャンマー民事手続法・命令11規則11 (Order 11 Rule 11))。

日本の場合も、訴訟の係属中に、相手方当事者に対して、主張又は立証の準備に必要な事項について照会書を送付し、相当の期間内に書面で回答するよう求める当事者照会の制度(日本・民事訴訟法第163条)【15】がありますが、相手方に回答を義務付ける強制力はないという点で異なります。

14 Affidavit 宣誓供述書

事実に関する任意になされた供述で、書面化され、しかも oath (宣誓) 又は affirmation (確約) によって真実であることが担保されたもの。(財団法人東京大学出版会 英米法辞典)

15 (当事者照会)

第百六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

【文書開示命令】

当事者は、裁判所に対して、相手方が所有する又は所有していた争点に関する文書の開示命令を申し立てることができ、裁判所は、文書の開示が不要又はその段階では不要と判断した場合には申立てを拒否し、文書全体又は一部に限定して開示する等裁判所が適当と判断する形で文書の開示を命ずることもできます（ミャンマー民事手続法・命令 11 規則 12（Order 11 Rule 12））。また、裁判所は、訴訟係属中いつでも、妥当と判断する限りにおいて、争点となっている事項に関して当事者が所有している文書の開示を命じることができ、裁判所自ら文書開示命令を出すことが認められています（ミャンマー民事手続法・命令 11 規則 14（Order 11 Rule 14））。日本の民事訴訟においても、裁判所が「訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの」を当事者に提出させる旨を命じる釈明処分を行うことは認められていますが、それはあくまで「訴訟関係を明瞭にする」目的に限定されます（日本・民事訴訟法第 151 条 3 号）。

開示命令を受けた当事者は、通知を受領した日から 10 日以内に、開示に異議のない文書については開示日（弁護士（pleader）の事務所での閲覧）を示し、開示に異議のある場合にはその対象文書と異議理由を示した通知を提示し、当事者が通知を怠った場合には、裁判所が、不要との意見でない限り、裁判所が妥当と判断する場所、方法による開示が命じられます（ミャンマー民事手続法・命令 11 規則 17、18(1)（Order 11 Rule 17、18(1)））。

【命令に従わない場合】

当事者が質問事項書への回答命令や文書開示命令等に従わない場合、当該当事者が原告であれば請求が棄却され、被告であれば答弁しなかったものと扱われます（ミャンマー民事手続法・命令 11 規則 21（Order 11 Rule 21））。

Q11 ミャンマーの裁判所による敗訴判決に基づいて、日本にある財産が差し押さえられる可能性がありますか。（外国判決の承認・執行）

A 外国の裁判所による判決が日本国内において執行されるためには、当該判決が日本の民事訴訟法第 118 条が定める以下の 4 つの要件を満たしている必要があり、要件を満たしている外国判決のみが日本国内で当然に効力を有し（外国判決の自動承認）、その執行を認める判決（日本・民事執行法第 24 条）を得ることができます。

- ①法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- ②敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- ③判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

④相互の保証があること。

上記④の「相互の保証 (Mutual Guarantee)」とは、日本における承認・執行を求めている外国判決の判決国が、日本が承認・執行を行うのと同様の条件で、日本の判決を承認・執行することを法的に保証していることをいい、相互保証の有無の判断は、当該外国判決と同種類の日本の裁判所の判決が、日本の民事訴訟法第 118 条所定の要件と重要な点において異なる要件で効力が認められているかによって決せられます。

そこで、ミャンマーにおける外国判決の承認・執行の要件が問題となりますが、ミャンマー民事手続法には外国判決の承認・執行の要件を正面から規定した条項はありません。外国判決については、一定の例外（管轄のない裁判所により判決がなされた場合等）を除いて、当該判決で直接的に判断された事項については終局的と規定されています（ミャンマー民事手続法第13条）。一方、Reciprocating TerritoryのSuperior Courtでなされた判決のみが「外国判決」に該当し、Reciprocating Territory及びSuperior Courtについては官報における命令通知書により公布するとされている（ミャンマー民事手続法第44A条・解説）ところ、「かかる公布はなされていないとのこと」【16】から、ミャンマーにおいては現時点で日本の裁判所の判決が「Reciprocating TerritoryのSuperior Courtでなされた判決」として終局的と判断されるか否かは極めて不透明であり、効力が認められる確証はないと言えます。よって、ミャンマーの判決については、日本の民事訴訟法第118条4号の定める相互保証の要件を満たしていないと判断される可能性が高く、現時点でミャンマーの判決が日本国内で承認・執行される可能性は低いと考えられます。

以 上

16 法務省 2012 年度調査報告（ミャンマー・ネパール）、森・濱田松本法律事務所ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム（<http://www.moj.go.jp/content/000110250.pdf>）